



**お客様各位**

**混載貨物 受託条件について(ご案内)**

当社の国際海上貨物混載サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

当社ではサービスの性質上、お預かりいたしました貨物を着地で確実にかつスムーズにお引渡しする為に、お取扱いする貨物に規定を設けさせていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願い致します。

1. 海上輸送法上の危険品や動植物検疫等特殊な規定の無い一般貨物。
2. 温度/湿度指定の無い貨物。(ドライコンテナでの輸送となる為)
3. 海上輸送における適正な輸出梱包が行われ、他の貨物との識別が可能な貨物。
4. コンテナ内で効率的かつ安全な積付けが可能な貨物。(サービスの性質上、他のお客様のお荷物と段積みを行う為)
5. その他、当社が他の貨物へのダメージや遅延などの影響を考慮してお引き受けができないと判断する貨物。

詳細は以下をご参照願います。

項目	内容
<b>1】受託単位</b>	① 受託単位は REVENUE TON 【RT】 とさせていただきます。 RT とは貨物の重量 (KG) と容積 (M3) のいずれ大きい方を採用します。1M3 = 1000KGS。 ② ミニマムは 1RT (1M3、1KT (=1000KGS) ) と致します。 (北米のみ : 原則 1M3 = 700kgs。 )
<b>2】貨物サイズと重量 (規定内のサイズと重量)</b>	①重量 単体 : 1,000Kgs 以内 ②サイズ 長さ : 300cm 以下 幅 : 220cm 以下 高さ : 220cm 以下 上記の基準を超える貨物の場合でも、お取扱が可能な仕向地がございます。 別途費用が必要となるため、事前に具体的なサイズ/重量など詳細を弊社営業担当者までお問合せください。
<b>3】基本受託不可貨物</b>	① 全ての危険品 <<ご注意ください>> 海上輸送上の危険品で無い場合でも、日本国内の消防法などで危険品と規定される貨物があります。 該当貨物につきましては、“特殊貨物について” をご参照願います。 ② 貴金属類などの高額価格貨物 ; ③ 温度設定が必要な貨物 ; (一部の発着地でお引き受けが可能です。“特殊貨物について” をご参照願います。) ④ 輸出入国のいずれかの国にて禁輸となる貨物 ; ⑤ 未梱包或いは海上輸送に耐えられない梱包貨物 ; ⑥ 酒類、食品 ; (一部の発着地でお引き受けが可能です。“特殊貨物について” をご参照願います。) ⑦ 米国並びにバンクーバー向け個人名貨物 ; ⑧ 動植物検疫の検査対象貨物 ; ⑨ 木材梱包材輸入規制対象国への未処理梱包材使用の場合 ; ⑩ シッピングマークがない貨物 ;

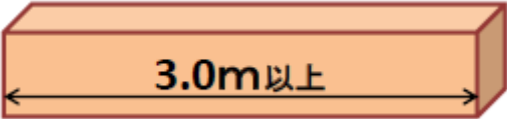
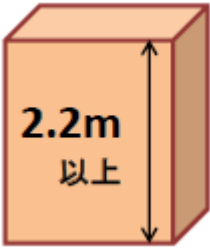




## 混載貨物における特殊貨物の取扱について①

当社輸出混載の基本受託条件外の貨物につきまして、以下のように特殊貨物の取扱ということで明記いたしましたのでご理解の程、宜しくお願ひ致します。

項目	内容
1] 消防法対象貨物	<p>① 海上輸送上の危険品でない貨物でも、日本国内の消防法などで危険品と規定されている貨物があります。</p> <p>当該貨物は以下の条件を満たした場合のみ受託させていただきます。</p> <p>A. パンニング日の朝一に外貨でCFSへ搬入いただくものとします。(CFSで保管・蔵置することはできない為)</p> <p>B. 仕向地(経由地)のCFSで取扱が可能なものとします。</p> <p>② 事前に確認いたしますので、当社営業担当者まで以下の書類をご送付のうえ、お問合せください。</p> <p>●MSDS(英語版) / (日本語版)</p>
2] 食品(酒類を含む)	<p>当該貨物は以下の条件を満たした場合のみ受託とさせていただきます。</p> <p>① 貨物の変質しないこと=腐らないこと</p> <p>② 貨物が臭いを発しないこと</p> <p>③ 貨物が高貨物の臭いの影響を受けないこと</p> <p>④ 梱包がしっかりしていること</p> <p>⑤ 着地の規制を受けないこと</p> <p>⇒仕向け国(経由国を含む)の規制により、CFSに搬入されるまでの輸送途上(着地港GYなど)に検査などで当該コンテナが留置されスケジュールが遅延する可能性がある場合は、お引き受けできません。</p>

## 混載貨物における特殊貨物の取扱について②

当社輸出混載の基本受託条件外の貨物につきまして、以下のように特殊貨物の取扱ということで明記いたしましたのでご理解の程、宜しくお願ひ致します。

項目	内容
<b>5] 規定サイズ外貨物</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕向（経由）地によっては受託可能な場合がございます。</li> <li>* 別途割増料（エキストラチャージ）が発生する場合があります。</li> <li>* 規定を超える貨物の取扱可否、割増料の有無につきましては、詳細を当社営業担当者までお問合せ下さい。</li> </ul> <p>① <b>長尺貨物：</b></p> <div style="text-align: center;">  <p>3.0m以上</p> </div> <p>② <b>背高貨物：</b></p> <div style="text-align: center;">  <p>2.2m 以上</p> </div> <p>③ <b>重量貨物：</b></p> <div style="text-align: center;">  <p>1,000kgs 以上</p> </div>
<b>6] 段積禁止/不可貨物の取扱について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 当社国際貨物海上混載サービスをご利用いただくにあたり、お引き受けする貨物は基本的にコンテナ内での段積みが可能である事を前提としております。</li> <li>* お客様のご希望、または以下のような貨物の形状により、段積みが不可となる場合は別途、割増料をご請求させて頂く場合がございます。また、貨物の形態等によってはお断りせざるを得ない場合もございますので、あらかじめ、ご了承願います。</li> </ul> <p>① お客様から段積み禁止の指示があった貨物。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>② 貨物上部が平面でない、その他の貨物を上積みできない貨物。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>③ 梱包強度が不十分な貨物。（例：品物がコイルで木箱梱包でない場合など）</p>